

# 基準棚卸法と後入先出法

番場 嘉 一 郎

## 序 説

棚卸資産に關し、價格水準の變化から生ずる價格損益を經營損益から分離ないし排除しようとする目的で、基準棚卸法とか、後入先出法とか、再調達原價法が考案されていることは周知の通りである。價格變動損益を分離するためのも最も實行可能な方法は再調達原價法である。再調達原價法は、賣上高から差引く賣上原價を、實際原價でなく、再調達原價（販賣時の、または期末の）で計算する。従つて賣上品の實際原價と再調達原價との差が價格變動損益として分離されるのである。しかし分離された價格變動損益が期間損益として扱われる限り、純利益は原價主義會計におけると何ら異なる。分離した價格變動損益を期間損益から排除するには、これを資本修正勘定（貸借對照表勘定）として處理しなければならない。

これに對して基準棚卸法や後入先出法は價格變動損益を多かれ少かれ自動的に排除する方法である。價格變動損益をことごとく完全に排除することはできないが、期末棚卸資産の評價に一定の價格又は期首の價格を適用することに

## 先入先出法

繰越	1,000ヶ@10圓	10,000圓	拂出	8,000ヶ	101,000圓
受入	7,000ヶ@13圓	91,000圓	繰越	1,000ヶ@16圓	16,000圓
＼	1,000ヶ@16圓	16,000圓			
	<u>9,000ヶ</u>	<u>117,000圓</u>		<u>9,000ヶ</u>	<u>117,000圓</u>

## 基準棚卸法（又は後入先出法）

繰越	1,000ヶ@10圓	10,000圓	拂出	8,000ヶ	107,000圓
受入	8,000ヶ	107,000圓	繰越	1,000ヶ@10圓	10,000圓
	<u>9,000ヶ</u>	<u>117,000圓</u>		<u>9,000ヶ</u>	<u>117,000圓</u>

## 再調達原價法

繰越	1,000ヶ@10圓	10,000圓	拂出	8,000ヶ	120,000圓
受入	8,000ヶ	107,000圓	繰越	1,000ヶ@16圓	16,000圓
價格變動損益		19,000圓			
	<u>9,000ヶ</u>	<u>136,000圓</u>		<u>9,000ヶ</u>	<u>136,000圓</u>

より、賣上原價を再調達原價で計算した金額に近づか  
 ようとし、棚卸資産利益 (inventory profit) または棚卸  
 資産損失 (inventory loss) とよばれる價格變動損益を期  
 間損益に顯現せしめない結果を齎すのである。

この關係を數字例で示せば上の如くである。

先入先出法（實際原價法の一種）によると、拂出原價  
 （製品なら賣上原價）は一〇一、〇〇〇圓であり、基準棚  
 卸法又は後入先出法によれば、それは一〇七、〇〇〇圓と  
 なる。賣上原價を再調達原價で計算したものを一二〇、〇  
 〇〇圓とすれば、先入先出法では一九、〇〇〇圓の價格變  
 動利益が經營利益として計上されてしまふし、基準棚卸法  
 又は後入先出法では一三、〇〇〇圓の價格變動利益が計上  
 されてしまふ結果となる。しかし基準棚卸法又は後入先出  
 法では、先入先出法に比し、六、〇〇〇圓だけ價格變動利益  
 が排除されているのである。

假りに賣上高を一五〇、〇〇〇圓、すべて現金賣とし、仕

先入先出法

棚卸資産	16,000圓	資本金	100,000圓
現金	133,000圓	利益	49,000圓
	<u>149,000圓</u>		<u>149,000圓</u>

基準棚卸法（又は後入先出法）

棚卸資産	10,000圓	資本金	100,000圓
現金	133,000圓	利益	43,000圓
	<u>143,000圓</u>		<u>143,000圓</u>

再調達原價法

棚卸資産	16,000圓	資本金	100,000圓
現金	133,000圓	價格變動損益 (資本修正)	19,000圓
	<u>149,000圓</u>	利益	30,000圓
			<u>149,000圓</u>

入もすべて現金買とした場合の期末貸借対照表を比較表示すれば上の如くである（期首の貸借対照表は一樣に資本金一〇〇,〇〇〇圓に對し棚卸資産一〇,〇〇〇圓、現金九〇,〇〇〇圓と假定されている）。

基準棚卸法（又は後入先出法）の貸借対照表と先入先出法の貸借対照表を比較すると、棚卸資産が六、〇〇〇圓ちがう。先入先出法の方が六、〇〇〇圓だけ利益が多いが、これは棚卸資産の増加となつてゐることが判る。これが棚卸資産利益である。基準棚卸法（又は後入先出法）だこの利益が排除されるわけである。

再調達原價法の貸借対照表も先入先出法の貸借対照表も借方は全く等しい。しかし貸方は、資本修正が一九、〇〇〇圓計上されているのといないのとが違ふ。一九、〇〇〇圓卸資産利益は、非利益としてこの中に計上されているわけである。

圓は賣上品の實際原價を再調達原價に直した金額である。再調達原價法は、價格水準が下降したときに生ずる價格變動損失をも經營損益から殆んど完全に分離する力をもつ

ているが、基準棚卸法及び後入先出法はこの損失の一部を自動的に排除する力しか有しない。すなわち前述の棚卸資産利益とは逆の棚卸資産損失分（先入先出法を採るとこの損失は損益に顯現する）だけが經營損益から排除され得るのである。しかし價格水準下降期にはじめて基準棚卸法又は後入先出法を採用したとすると、この排除された棚卸資産損失が手持棚卸資産の價額を構成することになり、資産評價が再調達原價以上になるという缺陷をあらわすことになる。價格上昇期において基準棚卸法又は後入先出法を採用し、手持棚卸資産に價格變動利益を顯現せしめないでいた場合に、その潜在利益に相當するだけ、その後の價格變動損失を顯現せしめない分には差支えはないが、今までの潜在利益が價格下降によつて一掃されてしまつた場合に、さらに價格下降があると、棚卸資産の評價が再調達原價以上になつてしまふ。かくして期末棚卸資産の評價額に棚卸資産損失が含まれる状態になるときに、資産評價の立場からこれを再調達原價の線まで切下げるには、低價主義の併用又はその他の評價減計上方式の併用を必要とするのである。

基準棚卸法と後入先出法はこのように相似た特徴を有し、再調達原價法とは著しく異つてゐる。兩者は再調達原價法とともに、價格變動時の棚卸資産會計方式であるが、再調達原價法は殆んど完全に價格變動損益を分離するに對し、他の二者はそうでなく、多分に原價主義會計の色彩をもつてゐるのである。

價格變動時の棚卸資産會計方法として、再調達原價法を用いず、後入先出法や基準棚卸法を用いるのは、なるべく原價主義の枠にはまりながら價格變動に對處する會計方法を選びたいと云う考え方に基くものであろう。

基準棚卸法は發生的に見て後入先出法の先驅をなす。兩者は相似た性格をもつてゐるが、仔細に見れば異なる。殊に

基準棚卸法はその目的達成上、しばしば原價主義の會計方式を離脱することがある。

本稿では、第一に基準棚卸法を、第二に後入先出法を取上げ、やや詳細な研究を試みることにする。

## 第一部 基準棚卸法

基準棚卸法は正常在高法、基準在高法とも云われるが、期末棚卸量のうち、基準量は基準價格で評價し、基準量を超える棚卸量は期首超過量および當期受入量に對する原價の範圍内における先入先出原價または總平均原價、あるいは期末に最も近い購入原價すなわち最近購入原價、あるいは再調達原價など當期の現在の原價 (current cost) で評價する棚卸資産評價法である。この超過評價額が時價以上であれば、これを時價まで引下げるといふ意味において低價法を併用することがある (後述のナショナル・レッド會社では超過量の評價に低價法を適用する)。

フィニーミラーによれば、基準價格は過去に經驗された最低原價を超えない價格でなければならぬ。(Finney-Miller: Principles of Accounting—Intermediate, p. 372)。

モリーエロによれば、基準價格としては、基準棚卸法を採用したときにおける實際原價を用いることがあり、採用時までに經驗された最低原價を用いることがあり、採用時において將來にわたる最低原價と豫想される原價を用いることがある (Mauriello: Intermediate Accounting, p. 364)。

アメリカのナショナル・レッド會社 (製鉛會社) は一九一三年に基準棚卸法を採用したが、その時の基準價格は爾來一、二回引下げられた。つまり今日採用している基準價格は一九一三年以來の經驗における最低價格である。貨幣

價値の著變したわが國のごときにおいて過去に經驗した最低原價を基準價格として選ぶといふことは恐らく不適當である。現在の價格水準とは著しくかけ離れた價格を基準價格とすることになるからである。むしろ基準棚卸法採用時において將來これ以下に下ることがないと考えられる價格を基準價格とする方が妥當である。<sup>(註)</sup>

(注) ニウラヴ=スミス=ホワイトは、基準價格としては正常價格又は長期價格 (normal or long-run price) をとるべきであるといふ (Newlove-Smith-White: Intermediate Accounting, p. 93)。

ニッカーソンによれば、基準價格は、ある一期間にわたり經驗された平均價格ではない、將來においてそこまで下ると豫想される低い價格が基準價格として設定されるのである。この意味の基準價格としては過去において會社が經驗した最低の價格をとるのが通常である (Nickerson: Cost Accounting, p. 43)。

ニウナーによれば、基準棚卸高は、企業がコーピング・コンサーンとして營業する限り、常に手持しなければならぬ正常または最低棚卸高の、通例、低價格時に行われた見積額である。この基準棚卸高は實際上恒常的な棚卸量であつて、基準棚卸法採用後のある時の時價が、基準棚卸高の決定された時の價格よりも低い場合を除き、基準棚卸高は必ず原價または時價よりも低く評價されることになるのである (Neuner: Cost Accounting, 5 ed., p. 149)。

ライテル=ハリスによれば、ある會社では基準價格を基準量の取得原價そのものとする、他の會社では、當該物品の過去における最低價格とし、または將來においてそこまで下がると考えられる見積最低價格 (過去の最低價格よりやや低目の價格) とする。基準價格は若干恣意的な價格であることは認めざるを得ない。しかし會社はそれぞれ、正當視され得る價格すなわち合理的にして保守的と考えられる價格を設定する努力をするのである (Reitel-Harris: Cost Accounting, pp. 201—2)。

このように基準價格としては、最低價格をとるのか、正常價格をとるのか、基準棚卸法採用時の實際原價をとるのかに關し、

見解の相違がある。最低価格としても、将来に向つての最低価格か、過去における最低価格かについて明瞭を缺いている。基準棚卸法にあつては、基準量が常に一定の価格で評價されれば、その目的が達せられる。それはいかなる価格であつてもよいはずである。したがつて、便宜上、基準棚卸法採用時における基準量の實際原價または帳簿価格を基準価格として用いるという考え方も出る。しかしそれが過去における最低原價を超えているならば、その超える金額だけインヴェントリー・プロフィットが生じていることになるから、基準量を過去の最低価格で評價すべきであるとの考え方も出る。また基準棚卸法採用時における基準量の實際原價または帳簿価格を基準価格として用いると、将来それよりも低い価格が出現するかも知れない。低価格が出現したときに、それより高い、もとの基準価格そのままで基準量を評價することは保守主義に反することになる。一方、保守主義を満足させるためには、低価格が出現した場合、基準価格を引下げなければならないこととなる。基準価格を引下げるならば、インヴェントリー・ロスを生ぜしめる結果となり、基準棚卸法の目的に反する。したがつて基準価格は将来出現することあるべき最低価格を上廻ることのないような低価格でなければならぬとの考え方も成立するのである。

正常価格または長期平均価格を基準価格として用いることを主張する者は、基準量は極めて長期的な観点から見た平均實際原價で評價されるべきであるとの考え方にたつものである。その評價額が一時的にはカーレントな原價を上廻るといふことがあつてもそのまましておいて差支へはないと考えるわけであらう。正常価格をとるにしても、過去の長期平均価格をとるか、将来の長期間にわたる豫想平均価格をとるかの問題が残る。将来に向つての豫想平均価格が過去の長期平均価格より高い場合に、前者をとれば、インヴェントリー・プロフィットをカットしないで、基準棚卸法をスタートさせることになる。これをカットしてスタートさせるには、過去の最低価格をとる考え方と同様に、過去の正常価格を基準価格として用いるべきだとの結論になる。しかしながら、基準棚卸法採用時以前のインヴェントリー・プロフィットまでカットして基準棚卸法を出發せしむべきであるか否かは問題である。基準棚卸法は、それが採用された後においてインヴェントリー・プロフィットおよびインヴ

エントリー・ロスを生ぜしめないことに狙いがあるのだから、これを採用する以前に生じているインヴェントリー・プロフィットは不問に付してよいのではないかと思われる。

アメリカのナショナル・レッド會社は一九一三年以來基準棚卸法を採用しているが、原料鉛、仕掛品中の鉛、製品中の鉛の基準量に對しては、一九一三年から一九三一年までポンド當り〇・〇三四ドルの基準價格を適用した。これは一九一三年の最低價格であつた。一九三二年には鉛の市價が下落したので、基準價格を〇・〇三ドルに引下げた。また錫の基準量に對しては基準棚卸法採用年度の最低價格たるポンド當り〇・二七五ドルの基準價格を適用していたが、一九三〇年末には錫の市價が〇・二六二五ドルに下がつたので、一九三〇年の基準價格を〇・二五ドルに引下げ、また一九三一年にはこれをさらに〇・二二ドルに引下げた (Nickerson: op. cit., p. 60, p. 63)。

期末棚卸量が基準量を割つた場合には、不足量を同じく先入先出原價、總平均原價、最近購入原價、再調達原價等當期の現在の原價で評價し、これを基準棚卸額から控除したものを期末棚卸額とする。基準量を割つた場合において不足量を先入先出原價で評價するということは不可能である。超過分を先入先出原價で評價する場合、不足量は事實上最近購入原價で評價することになるわけである。總平均原價を採用する場合にも、期首超過量と當期の受入量の範圍における總平均原價が不足量に對して適用されることとなる。

基準量の決定について、フィニッシュミラーは正常な營業(正常な生産および販賣)を行うに必要な最低手持量をもつて基準量とする、それは平均手持量ではないと説明しているが (op. cit., p. 372) ニッカーソンは、基準量の上限 (upper limit) は代表的と考えられる數年間につき(異常な景氣的變動の生じた年を除外して)計算した、手持量の

少ない點（季節的低點）の平均でなければならぬ（Paton ed.: Accountants' Handbook, 3 ed., p. 571）と説明し、またアンダーソンは、一時的な極端な事情のために手持量が異常に低くなつた場合を考慮外において、大體、過去にあらわれた最低手持量水準をもつて、基準量と超過量との線を引くことが、實際問題としては通例である（Anderson: Practical Controlship, p. 361）と云ふ。

基準量は、最低手持量といつても、常にそれを割ることの絶対にない最低の手持量ではないことが判る。<sup>(注)</sup>

(注) ナショナル・レッド會社では鉛、錫、銅、アンチモニー等の金屬の基準量を次の合計量として定めた。

一、通常、工場への輸送途上にある原料金屬數量

二、運搬上の障害等に基づく原料待を防ぐため、工場において手持するを要する原料金屬の數量

三、仕掛中の金屬數量（白鉛の場合、仕掛期間は數ヶ月に上る）

四、迅速な現品引渡を行うために、工場および製品倉庫にストックするを要する製品の數量

具體的には、鉛の基準量は一九三一年には九四、一三三トン、一九三二—一九四八年には四九、六八七・五トンとされた（Nickerson: op. cit., p. 56, p. 60）。錫の基準量は一九四二年末及び一九四三年末において一、一二四・五トン、アンチモニーの基準量は兩年末において二五九トン、亞麻仁油のそれは一九四二年末二、三七五トン、一九四三年末三、一二五トン、亞麻仁のそれは一九四三年末五、六〇〇トンであつた（Retell-Harris: op. cit., p. 200）。これら基準量の合計は全手持量の大體八〇％に相當するといわれる（Nickerson: op. cit., p. 56, Retell-Harris: op. cit., p. 200）。

エンダイロット・ジョンソン會社（Endicott Johnson Corporation）の例によると、基準量決定の要素は次の如くである

基準棚卸法と後入先出法

(Reilein-Harris: op. cit., p. 201)。

- (イ) 得意先から注文を受けた後、材料を入手するに要する時間
- (ロ) 輸送中の材料の數量
- (ハ) 不測の遅延に對する餘裕
- (ニ) 製品の迅速な引渡を行うに要する製品ストック數量
- (ホ) 工場の正常生産能力
- (ヘ) 正常販賣量

基準量を定めるためには會議を行う。これには、外部のコンサルタント（公認會計士又はマネジメント・エンジニア）、会社の會計係、会社のトップの職能別責任者、工場責任者が参加する。そして会社の過去および現在の經驗ならびに將來に關するデータおよび見積が基準量決定のために考慮審議される。

同社は製靴會社であるが、原料皮革および仕掛皮革の基準量は、

- (イ) 通常、ナメシ工場への輸送途上にある皮革量
  - (ロ) ナメシ工場の作業が一時的に中止されることを考慮し、同工場において手持するを要する皮革量
  - (ハ) 仕掛中の皮革（加工期間が長いため多量に上る）
  - (ニ) 得意先への迅速な引渡を行うため手持するを要する製品（仕上り靴）の數量
- を算定することによつて決定されている。皮革の加工期間は長い。上皮のナメシ加工には大體六週間、底皮のナメシ加工には大體一〇週を要するのが普通である。毎週、上皮を三〇、〇〇〇（單位當り四〇ポンド）、底皮を一八、〇〇〇（單位當り五〇ポンド）加工するものとする、仕掛中の上皮は  $30,000 \times 40 \text{ポンド} \times 6 = 7,200,000 \text{ポンド}$  となり、仕掛中の底皮は  $18,000$

× 50 ㉿ × 7 × 10 = 9,000,000 ㉿ となる。会社が原料皮革を入手するに要する期間を四週間とすれば、その期間の消費量に相當する原料皮革を手持しなければならない。この分が、上皮で 30,000 × 40 ㉿ × 4 = 480,000 ㉿、底皮で 18,000 × 50 ㉿ × 4 = 3,600,000 ㉿ となる。このようにして基準量は、合計二四、六〇〇、〇〇〇ポンドと決定されるのである (Retail = Harris : op. cit., pp. 203—4)。

基準棚卸量は、企業の生産能力の變化、製品加工期間その他基本的條件の變化がない限り、固定化される。<sup>(注)</sup>

基準価格は、基準棚卸法採用後において、實際仕入原價が基準価格を下廻ることがあつた場合には、その期において、その最低價格まで、またはそれを若干下廻る價格まで引下げられる。これは基準量の評價を保守的に行おうとの配慮にもとづく措置である。損益計算のみの立場からすれば、かかる場合に基準価格を變更する必要は認められない。基準價格の變更を要するに至る有力な動因としては、製品に用いる材料種類が變化したような場合 (從來使つていた a 材料が a' 材料にかえられたような場合) が挙げられる。かかる場合には、その材料の基準價格を變更することは當然である。

(注) 企業が著しい永久的擴大又は縮小を示す場合には、基準量を變更する必要がある。しかし、基準量の増加は、販賣量と棚卸資産の正常の手持量との永久的増加の明確な證據が存在する場合にはじめて行われるのが普通である。事情により、棚卸資産の一品目の基準量が減少される一方、他の品目の基準量が増加されることもある (Anderson : op. cit., p. 361)。ナッシュ・レッド會社が鉛の基準量を變更したこと (減少したこと) については前の注で述べた。

### 基準量喰込の回復

或る年度に、期末の棚卸量が基準量以下となつたとしても、次年度に期末棚卸量が増加すれば、その棚卸量を最初の基準量と比較して、基準量までは基準価格で評價し、超過分は前述したようなカーレント・コストで評價し、兩者の合計を棚卸額とし、また依然として基準量に達しない場合には、不足分をカーレント・コストで評價した金額を基準額から差引いたものを棚卸額とする。すなわち基準量を割つた年度の期末棚卸評價額は、例えば

$$\text{基準量} \times \text{基準価格} - \text{不足分} \times \text{再調整原價 (その他)} = \text{期末棚卸額}$$

$$10,000\text{kg} \times 10\text{圓} - 2,000\text{kg} \times 20\text{圓} = 60,000\text{圓}$$

となるが、次年度の棚卸量が一、〇〇〇キログラムとなれば、その評價額は

$$10,000\text{kg} \times 10\text{圓} + 1,000\text{kg} \times 22\text{圓} = 122,000\text{圓}$$

のように計算され(但し二二圓は次年度末のカーレント・コストとする)、またこの年度の棚卸量が九、〇〇〇キログラムであつたとすれば、その評價額は次のように計算されるのである。

$$10,000\text{kg} \times 10\text{圓} - 1,000\text{kg} \times 22\text{圓} = 78,000\text{圓}$$

つまり基準量を喰込んでも、將來回復されれば回復分は基準価格で評價されることになるわけである。

### 拂出額の計算

基準棚卸法を採用する場合において、拂出額を如何に計算するかといえば、定期的に拂出額を一括計算する方法を

とる場合には基準棚卸法による期首繰越額に實際原価での当期受入額を加え、これから基準棚卸法による期末棚卸額を差し引いてこれを計算する。拂出の繼續記録を行う場合には、拂出に予定原価を用いることもでき、先入先出原價、移動平均原價、最近購入原價、再調達原價を用いることもできる。この場合、先入先出原價は、期首の基準量超過部分から先に拂出し、逐次、当期の新規受入分が拂出されるものとして、これを計算すべきである。移動平均原價の場合にも、基準量を除外した移動平均原價を用いなければならない。

先入先出法で繼續記録を行えば必然的に基準量超過分も先入先出法で評價されることとなる。基準量を喰込んだ場合には、喰込分の拂出に先入先出原價は適用し得ないから最近購入原價か再調達原價で拂出す外はない。喰込現象が一會計年度の途中で起つたが、一會計年度を通じての計算では喰込みが生じなかつたという場合には、年度末に一括計算した先入先出原價による拂出額と繼續記録による拂出額の合計（途中で最近購入原價又は再調達原價で行つた拂出を含む）との差は拂出原價差額とすることになる。年度末に至つても喰込状態を脱しないときは、次のような計算となる。

$$\begin{aligned} & \text{基準額} + \overbrace{\text{期首超過額} + \text{受入原價} - \text{先入先出拂出額} - \text{再調達原價}}^{(2)} \text{拂出額} = \overbrace{\text{基準額} - \text{期末不足額}}^{(1)} \\ & \text{(再調達原價による)} = \text{期末棚卸額} \end{aligned}$$

前式の(2)と(3)は等しく、(4)は喰込量を再調達原價で計算した額である。予定原價で繼續拂出を行う場合には、期末の超過量は先入先出原價又は總平均原價或いは最終購入原價又は再調達原價で評價し、不足量の生じた場合にはこれを總平均原價或いは最終購入原價又は再調達原價で評價する。そして

基準額十期首超過額十受入原價—予定原價拂出額—(基準額十期末超過額又は期末不足額)

＝拂出原價差額

の算式で拂出原價差額を算定する。つまり、繼續記録による拂出額と、前述の期末棚卸額差引法により計算した拂出額との差は拂出原價差額として處理するのである。

不足額の記帳は、材料であれば、

(借方) 材料費×××

(貸方) 材料×××

となり、製品であれば、

(借方) 賣上原價×××

(貸方) 製品×××

となる。基準量の評價額が極めて少額であり、喰込量が大きいと、不足額の貸方記入によつて、材料勘定なり、製品勘定なりの残高がマイナスになるようなこともあり得るわけである。

拂出の繼續記録に後入先出法を用い得るか否か、従つて超過量を後入先出原價で評價し得るか否かについては一考を要する。モリーエロヤモイヤールマウツは、基準量を超える部分については、これを後入先出原價、先入先出原價、その他の原價法による原價で評價するのであると説明しているが (Mauriello: op. cit., p. 364; Meyer-Mautz: Functional Accounting, p. 150) 超過分を後入先出原價で評價することを認めることはどうであらうか。

基準棚卸法は最低手持量を固定資産の如くに考え、その評價額は損益計算に關係せしめず、それ以外の仕入品の原價すなわち基準量を補充し、維持するためのコストを収益に負擔せしめ、以てカーレントな収益にカーレントなコストを配偶せしめるための工夫である。基準量を超過した部分を後入先出原價で評價するならば、超過分が収益に見合わせられる場合に、収益に對しカーレントなコストを配偶するという趣旨に反する結果がもたらされるのである。

「基準棚卸法はカーレントなコストをカーレントな収益に對應せしめる點で後入先出法に類似しているが、期末棚卸高の決定の仕方において後入先出法と異なる。基準棚卸法にあつては超過量又は不足量がカーレントなコストで評價されるのであるが、後入先出法のもとでは、通常、期末棚卸高にカーレントなコストが反映されないのである」(Wilson ed.: Accountants' Handbook, p. 12・37)という資産評價上の特色に鑑みても、超過量の後入先出評價および超過量の後入先出による拂出は不合理だということになる。

### 仕掛品及び製品への適用

基準棚卸法は、材料のほか仕掛品および製品にも適用され得る。仕掛品および製品に適用する場合に、仕掛品および製品に含まれる材料のみを考え、未消費手持材料の基準量、仕掛材料の基準量および製品中の材料の基準量に材料の基準價格を適用する方式と、材料の基準量には材料の基準價格を、そして仕掛品および製品の基準量には製品原價としての基準價格(材料の基準價格と加工費の基準價格の合計)を適用する方式とが考え得られるのである。

	受 入			拂 出			残 高		
基準在高							2,500	③30	75,000
超過在高							1,500	④48	72,000
仕 入	1,000	⑤53	53,000				1,000	⑤53	53,000
拂 出				1,500	④48	72,000	2,500	③30	75,000
							1,000	⑤53	53,000
				500	⑤53	26,500	2,500	③30	75,000
							500	⑤53	26,500
仕 入	1,500	⑤54	81,000				2,500	③30	75,000
							500	⑤53	26,500
							1,500	⑤54	81,000
拂 出				500	⑤53	26,500	2,500	③30	75,000
				500	⑤54	27,000	1,000	⑤54	54,000
仕 入	800	⑥60	48,000				2,500	③30	75,000
							1,000	⑤54	54,000
							800	⑥60	48,000
拂 出				600	⑤54	32,400	2,500	③30	75,000
							400	⑤54	21,600
							800	⑥60	48,000
仕 入	1,000	⑤54	54,000				25,000	③30	75,000
							400	⑤54	21,600
							800	⑥60	48,000
							1,000	⑤54	54,000
拂 出				400	⑤54	21,600	2,500	③30	75,000
				400	⑥60	24,000	400	⑥60	24,000
							1,000	⑤54	54,000
仕 入	1,200	⑤51	61,200				2,500	③30	75,000
							400	⑥60	24,000
							1,000	⑤54	54,000
							1,200	⑤51	61,200
拂 出				400	⑥60	24,000	2,500	③30	75,000
				500	⑤54	27,000	500	⑤54	27,000
							1,200	⑤51	61,200

一橋大學研究年報 商學研究 II

計算例  
 拂出を先入  
 先出原價によ  
 る場合の基準  
 棚卸法の計算  
 例を示せば上  
 の如くである。  
 基準量を喰  
 込むに至つた  
 場合、例えば、  
 上掲の計算例  
 の最後から二  
 回目の拂出が  
 二、四〇〇個  
 であつた場合  
 の拂出および

		受入	拂出	高残
拂出			400 = @54圓 21,600圓	
			800 @60 48,000	
			1,000 @54 54,000	2,500 = @30 75,000圓
			200 @54 10,800	△200 @54 △10,800
仕入	1,200 = @51圓 61,200圓		△600 { 2,500 @30 75,000 1,000 @51 51,000	
拂出		900 @51 45,900	{ 2,500 @30 75,000 100 @51 5,100	

その後の記録は上のようなになる。これは基準量超過の拂出二〇〇個を最近購入單價五四圓で拂出欄に記録し、殘高欄にはこれをマイナスとして記録したものである。この拂出一〇、八〇〇圓は材料費(借方)に計上すると共に材料價格引當金(貸方)に計上する。次の仕入の記録に際しては、この一〇、八〇〇圓を材料に貸記し、引當金に借記すると共に、基準量からの拂出二〇〇個分に對する單價差 200圓×(54圓-51圓) = 600圓を材料費または材料費差額に貸記するのである。

(借方) 材料價格引當金 10,800

(貸方) 材料 10,800

(借方) 材料 600

(貸方) 材料費差額 600

基準量からの拂出二〇〇個分の拂出時における仕入時價(再調達原價)が最近購入原價と異なる場合には、むしろ、仕入時價をもつて拂出額を計算するほうがよい。その方が次の仕入に際して生ずる材料費差額を僅少ならしめるからである。

基準量からの拂出が行われたまま會計年度末となつたとすれば、この喰込量に最終仕入原價または年度末仕入時價を乗じた金額と基準在高との代數和すなわち後者から前者を差引いた金額が材料期末評價額となる。

前例で最後の仕入および拂出がないものとし、二〇〇個喰込んだまま決算になつたとすれば、基準棚卸高七五、〇〇〇圓から、喰込量を最終購入原價で計算した一〇、八〇〇圓を差引いた六四、二〇〇圓が年度末棚卸高となる。

喰込量を再調達原價で計算する方針をとれば、喰込の二〇〇個は喰込時の再調達原價（假に五一圓とする）で計算され、前例の拂出は、

400 =	②54圓	21,600圓
800	②60	48,000
1,000	②54	54,000
200	②51	10,200

となり、残高は、

2,500 =	②30圓	75,000圓
△200	②51	△10,200

となる。その後、仕入、拂出がなく、そのまま年度末となり、年度末の再調達原價がさらにさがつて五〇圓であるとするれば、年度末棚卸高は

2,500 =	②30圓	75,000圓
△200	②50	△10,000
半		<u>65,000圓</u>

となる。この時には、前の帳簿上の棚卸高六四、八〇〇圓（75,000圓－10,200圓）を二〇〇圓増額するを要するのである。このために、拂出欄には次の記入（次頁）を行う。

受 入	拂 出	残 高
	400 = @54圓 21,600圓	
	800 @60 48,000	
	1,000 @54 54,000	2,500 = @30圓 75,000圓
	200 @51 10,200	△200 @51 △10,200
		2,500 = @30圓 75,000
	△200	△200 @50 △10,000

出 入  
修正  
決算  
拂  
標準棚卸法と後入先出法

### 引當金法

標準棚卸法の一種として引當金法 (reserve method) というのがある。標準棚卸法採用

この二〇〇圓は次の記帳により、材料費差額とするのである。

(借方) 材料費差引 200

(貸方) 材料費差益 200

喰込が生じたまま決算となつた場合には、次年度に仕入が行われたときに、喰込額の修正を行う。このときに注意を要するには、喰込量の評價單價と補充單價との差を喰込補填量に乘じた金額 (前期の材料費差額) は拂出欄に赤記または黒記すべきではなく、受入欄に赤記または黒記すべきことである (今期の材料費または材料費差額ではないから)。

仕入記録上の最近購入原價を拂出單價とする標準棚卸法を示せば次頁のごとくである。

この例で月末残高は二、九〇〇個、八九、八〇〇圓である。基準在高二、五〇〇個を七五、〇〇〇圓とすると、あとの四〇〇個は一四、八〇〇圓で一個當り三七圓になつている。時價より著しく低い單價となつている。これは拂出を最近購入原價によつたためである。會計年度末には残高を、基準量は基準單價、超過量は最近購入原價という線にまで修正しなければならぬ。修正額は材料費差額である。

	受 入	拂 出	残 高
基準在高			2,500 = @30圓 75,000圓
超過在高			1,500 @48 72,000
仕 入	1,000 = @53圓 53,000圓		1,000 @53 53,000
拂 出		1,500 = @53圓 79,500圓	3,500 120,500
拂 出		500 @53 26,500	3,000 94,000
仕 入	1,500 @54 81,000		4,500 175,000
拂 出		1,000 @54 54,000	3,500 121,000
仕 入	800 @60 48,000		4,300 169,000
拂 出		600 @60 36,000	3,700 133,000
仕 入	1,000 @54 54,000		4,700 187,000
拂 出		1,800 @54 97,200	2,900 89,800

時において、基準價格による基準量評價額と基準量の取得原價との開きについて評價引當金を設定するのである。たとえば、基準量評價額を二五、〇〇〇、〇〇〇圓とし、その取得原價を三〇、〇〇〇、〇〇〇圓とすれば、五〇〇〇、〇〇〇圓の引當金を利益剰餘金に課して設定するのである。<sup>(注)</sup>

(借方) 利益剰餘金 5,000,000

(貸方) 基準棚卸引當金 5,000,000

(注) 引當金法を採らない基準棚卸法では、この場合、剰餘金に課して棚卸資産の評價を直接下げるのである。

(借方) 利益剰餘金 5,000,000

(貸方) 棚卸資産 5,000,000

直接切下げをしない點が引當金法の特徴である。引當金を設けることによつてさらに次に述べるような計算上の特徴が出てくる。

かくして基準量の評價は間接的に基準價格に引下げられるわけであるが、表面上は原價のまましておくのである。従つて拂出額の計算において基準量を別途に扱う必要はない。たとえば拂出の計算に先入先出法を適用する場合に、基準量を除外して、超過量および当期仕入分の範囲内で先入先出計算を行う

という必要はない。期首棚卸高をことごとく先入先出計算に含めてよいのである。

このようにして先入先出法その他の方法で拂出を計算すると、期末棚卸高は先入先出原價その他の原價額であられる。そこで基準量の期末原價が基準價格による評價額をいくら超過しているかを見る。かりに基準量の期末原價が三三三、〇〇〇、〇〇〇圓であるとすると、その基準價格による評價額は前述の例によると二五、〇〇〇、〇〇〇圓であるから、八、〇〇〇、〇〇〇圓だけ評價が高いことになる。期末における引當金所要額は八、〇〇〇、〇〇〇圓というわけである。従つて引當金を三、〇〇〇、〇〇〇圓増加するのである。この場合、借方は損益または賣上原價とする。先入先出原價その他の原價額によつて行われた利益計算をこれだけ修正する意味である。

(借方) 賣上原價 (または損益) 3,000,000

(貸方) 基準棚卸引當金 3,000,000

基準量を超える棚卸量の期末原價(先入先出原價その他)が七、〇〇〇、〇〇〇圓とすれば、期末棚卸高は貸借對照表上四〇、〇〇〇、〇〇〇圓と表現され、引當金八、〇〇〇、〇〇〇圓は控除形式か、または一種の負債として表示されることとなる。

次の年度に、基準量の期末原價が下がつたとせば三二、〇〇〇、〇〇〇圓となれば、所要の引當金は七、〇〇〇、〇〇〇圓であるから、引當金を一、〇〇〇、〇〇〇圓減額する。この一、〇〇〇、〇〇〇圓はその年度の損益または賣上原價に貸記する。價格下落期において先入先出法その他で賣上原價を計算したために賣上原價が過大になつてゐるのを修正する意味である。

(借方) 基準騰卸引当金 1,000,000

(貸方) 賣上原價 (または損益) 1,000,000

さらに第三年度に、基準量の期末原價が一そう下つて二八、〇〇〇、〇〇〇圓ということになれば、引當金所要額は三、〇〇〇、〇〇〇圓であるから、引當金七、〇〇〇、〇〇〇圓を四、〇〇〇、〇〇〇圓減額すると共に、損益または賣上原價に四、〇〇〇、〇〇〇圓を貸記して年度利益の修正を行うのである。基準量の期末原價が最初の基準價格以下になつた場合には、年度初の基準價格を適當に引下げる。たとえば年度初に取得原價で二八、〇〇〇、〇〇〇圓の基準量につき、基準價格による評價額を二五、〇〇〇、〇〇〇圓としていたのを、期末原價が二四、〇〇〇、〇〇〇圓となつたような場合には、基準價格による評價額をこの金額またはそれ以下に下げる。かりに二四、〇〇〇、〇〇〇圓に下げるとすると、引當金を一、〇〇〇、〇〇〇圓増額しなければならない。すなわち年度初の引當金三、〇〇〇、〇〇〇圓を四、〇〇〇、〇〇〇圓にするのである。この増額は利益剩餘金に課して行う。すると年度末における基準量の期末原價は二四、〇〇〇、〇〇〇圓であり、基準價額も二四、〇〇〇、〇〇〇圓であるから、引當金所要額はゼロとなる。従つて引當金四、〇〇〇、〇〇〇圓を取崩して、これを賣上原價または損益に貸記するのである。引當金の増額および取崩の記帳は次の通りである。

(借方) 利益剩餘金 1,000,000

(貸方) 基準騰卸引当金 1,000,000

(借方) 基準騰卸引当金 4,000,000

	引当金法の場合			通常の基準棚卸法の場合		
基準量	10,000㊦	@20圓	200,000圓	10,000㊦	@15圓	150,000圓
過超量	2,000	@21圓	42,000	2,000	@21圓	42,000
當期仕入	80,000	@25圓	2,000,000	80,000	@25圓	2,000,000
計	<u>92,000㊦</u>		<u>2,242,000圓</u>	<u>92,000㊦</u>		<u>2,192,000圓</u>
拂出	10,000㊦	@20圓	200,000圓	2,000㊦	@21圓	42,000圓
〃	2,000	@21圓	42,000	80,000	@25圓	2,000,000
〃	72,000	@25圓	1,800,000	2,000	@27圓	54,000
計	<u>84,000㊦</u>		<u>2,042,000圓</u>	<u>84,000㊦</u>		<u>2,096,000圓</u>
期末棚卸	8,000	@25圓	200,000	8,000		{ 150,000 △54,000
計	<u>92,000㊦</u>		<u>2,242,000圓</u>	<u>92,000㊦</u>		<u>2,192,000圓</u>
基準量の基準價額			150,000圓			
期首引当金			50,000圓			
期末引当金			104,000圓			
賣上原價 (又は損益) へ借記額			54,000圓			

(貸方) 賣上原價 (または損益) 4,000,000

引当金法によれば、基準量を喰込んだ拂出が行われた場合に便利である。拂出を先入先出法で計算する場合において、喰込拂出が生じたときにこれに最近購入原價を適用するというような問題は起らない。喰込んだままで決算となれば、期末棚卸高 (先入先出原價その他による) に喰込量の最近購入原價額または再調達原價額を加えた金額と基準量の基準價格による評價額との差を所要引当金とすればよいのである。

上例によると、喰込量は二、〇〇〇個である。その最終購入原價を二七圓とすれば、合計五四、〇〇〇圓であり、期末棚卸高二〇〇、〇〇〇圓と合計すれば、二五四、〇〇〇圓である。基準價額は一五〇、〇〇〇圓であるから所要引当金は一〇四、〇〇〇圓である。引当金法による期末棚卸高は二〇〇、〇〇〇圓である。引当金法によらない基準棚卸法の場合の期末棚卸高は、基準量の基準價額一五〇、〇〇〇圓から喰込拂出二、〇〇〇個の最近購入原價額五四、〇〇〇圓を差引いた金

額九六、〇〇〇圓であるが、これは引當金法による期末棚卸高二〇〇、〇〇〇圓と期末引當金一〇四、〇〇〇圓の差に等しい。また引當金法によらない場合の拂出額は二、〇九六、〇〇〇圓であり（喰込拂出二、〇〇〇個を最近購入原價で計算）、引當金法による場合の拂出額は二、〇四二、〇〇〇圓であるが、引當金の増加額五四、〇〇〇圓を拂出額に借記すると二、〇九六、〇〇〇圓となり、兩者の計算結果は等しくなるのである。

喰込が生じた年度の翌期の計算が次の如くであつたとする。

期首棚卸	8,000 =	@25圓	200,000圓
當期仕入	2,000	@28圓	56,000
〃	90,000	@30圓	2,700,000
計	<u>100,000 =</u>		<u>2,956,000圓</u>
拂出	8,000 =	@25圓	200,000圓
〃	2,000	@28圓	56,000
〃	75,000	@30圓	2,250,000
計	<u>85,000 =</u>		<u>2,506,000圓</u>
期末棚卸	15,000	@30圓	450,000
計	<u>100,000 =</u>		<u>2,956,000圓</u>

すると、期末棚卸量一五、〇〇〇個のうち一〇、〇〇〇個は基準量であり、その期末原價は一個當り三〇圓で三〇〇、〇〇〇圓であるから、基準價額一五〇、〇〇〇圓に比し、所要引當金は一五〇、〇〇〇圓となる。期首引當金は一〇四、〇〇〇圓であつたから差引四六、〇〇〇圓を損益または賣上原價に借記することになる。精密にいうと、期首における喰込量二、〇〇〇個は實際に單價二八圓で仕入れられたのに對し、前期末においてはこれを最終購入原價の二七圓で計算して所要引當金を一〇四、〇〇〇圓としたので、そこには計算上の誤差が含まれているわけである。そこで、

$$2,000 \times (28圓 - 27圓) = 2,000圓$$

だけ、前期賣上原價修正として引當金を増額すべきである。

(借方) 前期損益修正 (賣上原價修正) 2,000

(貸方) 基準棚卸引當金 2,000

すると引當金は一〇六、〇〇〇圓となる。これと期末所要引當金一五〇、〇〇〇圓との差四四、〇〇〇圓を當期の賣上原價又は損益に借記すべきなのである。

### 基準棚卸法への批判

基準棚卸法は、アメリカでは、National Lead Company, Corn Products Refining Company, Phelps Dodge Corporation, Endicott Johnson Corporation, Bridgeport Brass Company, National Sugar Refining Companyなどが實際に用いている由であるが、税法はこの方法を認めない。わが國の税法も然りである。その主たる理由は、基準量及び基準價格の決定が著しく主觀的に流れることにあると考えられる。

バッターズは、次のように述べている (Butters: Effects of Taxation-Inventory Accounting and Policies, pp. 247—8)。  
基準量および基準價格の決定は、經營者の慎重なる判断によつてなされるものであり、嚴格なルールにしばられるものでない。この弾力性は、しかし、課税目的上、税負擔の公平性を維持することを困難ならしめるのである。基準量および基準價格に關する意思決定は必然的に恣意的な性格をもつものであり、基準棚卸法を課税目的に用いて各納税者間の公平を期することはむずかしい。基準棚卸高の最初の決定およびその後における修正は課税所得に重大な影響を與えるものであるから、もしも基準棚卸法を税法上認めるとすれば、基準量および基準價格に關する意思決定を經營者の自由に委ねることはできない。また基準棚卸法採用時における棚卸高の切下げ額およびその後における基準量および基準價格の變更に伴う修正額は、税務計算上は、これを損益として處理することにしなければならぬ (企業

の會計ではこれを剩餘金に加減するが)。そうでないと、利益が全く課税されない結果となつたり、二重に課税される結果となつたりする。一たん定められた基準棚卸高はこれを永久に變更せしめないということによつて、課税上の難問題は回避され得るものではない。實際問題として、基準量および基準價格の變更を必要とする場合が生ずるからである。基準棚卸法を税法上採用可能にするには、課税所得の恣意的な操作をなさしめないようにして基準量および基準價格の變更を許す方法が存在することを必要とする。そのような方法としてはこれを基準棚卸法に酷似する後入先出法に求めることができるのである。とに角、基準棚卸高がその時の營業規模に合致するものでない限り、カーレントな収益にカーレントな原價を對應させるといふ基準棚卸法の效果は收められないのである。

基準量が一時的に喰込まれた場合に、喰込分を時價で評價して費用に計上するという手續は、株主に對する財務諸表上の利益を計算するにはたしかにメリットをもつものであるが、課税所得の計算にとつては、この手續は、喰込によつて實現した損益を永久に課税所得から除外するという難點を含むのである。

以上、バッテリーの述べる如く、基準棚卸法は課税所得計算上缺點をもつものである。

税法が認めないということが主因をなすであらうが、この方法を採用する會社はアメリカにおいても少ないし、わが國でもこの方法をとる會社のあることを聞かない。

英國では税務上基準棚卸法の採用がある制限のもとにおいて許されているという (Fiske=Beckett ed.: *Industrial Accountant's Handbook*, p. 515)。しかし英國のチャータード會計士協會の「會計原則に關するリコメンデーション」によれば、英國でも基準棚卸法および後入先出法は、いずれも限られた適用しか見ないという。

ドイツの一九五一年所得稅基準 (Einkommensteuer-Richtlinien 1951) によれば、先入先出法も後入先出法もいずれも採用できないことになつており、むしろ基準棚卸法(ドイツでは一七九頁以下に述べる通り恒常在高法という)がある程度容認されたのである。

ペイトン・リ・ペイトンは、基準棚卸法に反對して、次のように述べている。

(1) 基準棚卸量を固定資産の如くに考えることは甚だしく有効なことであるとはいえない。ゴース・コンサーンでは棚卸資産はゼロにすることは出来ないが、それだからといって棚卸資産の一部を固定資産とし、通常行われているが如き短期的資産と長期的資産との區別を排することは妥當でない。

(2) 基準棚卸量を固定的價格で評價する經理方法は、固定資産に當てはめてみても良い經理方法ではない。固定資産の場合にも、取替えられた新設備の取得原價——取替えられた舊設備の取得原價でなく——を固定資産原價として記録することが少なくとも良き會計手續の最低所要條件である。

(3) 基準棚卸法は期間損益から價格變動の影響をなるべく除去し、期間損益を經營損益の表現たらしめることを眼目とするものであるが、理論的には兎も角として、實際問題として、經營損益を價格變動その他經濟條件の變化に基づく損益から分離することが基準棚卸法によつて實行されるか否かは疑わしい。經營活動の諸側面は——外部的要素の影響をも含めて——著しく結ばれ合つているものであつて、外部的要素の損益に對する影響を分離しようとしても作的にならざるを得ない。製煉業者は基準棚卸法を用いるけれどもかかる業種においてその原料が投機の對象物となることは、事業のやむを得ない特徴であつて、投機は狹義の生産と不可分に結ばれ合つているのである。價格變動に

よる損益を分離しようとするには無理が伴うのである。

(4) 基準棚卸量を基準價格で評價することは、棚卸資産を、長期間にわたり、實際原價よりも低評價する結果となるのである (Paton-Paton: *Asset Accounting*, pp. 73-74)。

このような反對論者に對して、アンダーソンは支持論を展開する (Anderson; *Practical Controlling*, p. 36)。「棚卸資産評價における貯藏庫原理 (reservoir principle) に反對する者は、原價配分の先入先出法こそが事實に合致した方法であるという考え方にとらわれているのである。これは形式的な反對論であるが、やや實質的な意味で反對する者もある。彼らは曰く、貯藏庫原理に基づく評價法の採用によつて棚卸資産をコントロールしようとする經營者の努力を弛緩せしめるものである。しかしコントロールをゆるがせにしたとすれば、その報いが損益にあらわれることは、基準棚卸法や後入先出法をとる場合にも、通常の低價法をとる場合にも同様である。價格の低落した年度に多額の損失を蒙ることが恐いから適切な棚卸資産コントロールを行うのだというような經營者があれば、それは無能な經營者であるといわねばならない。……企業の活動は現實において、棚卸資産の連續するロットの回轉を基礎として營まれていると見るべきか。棚卸資産への投資は、企業を繼續する限り、最低水準で維持されねばならない貯藏庫であるとするべきか。注文生産でなく、ストック生産を行う大企業にあつては、貯藏庫概念の方が現實に近いのである。棚卸資産の經常貯藏分に價格變動が生ずると、期間利益に攪亂的な影響を興えるものであることを知るならば、期間損益を明確にするためには、貯藏庫原理の棚卸資産評價法が採用されるべきであることは明らかである」。

基準棚卸法がインフレ期、デフレ期のいずれにも、期間損益から紙上の損益を排除せしめる有効な棚卸資産經理方

法であることは明らかである。貸借対照表における棚卸資産評價額が理的價額を示さないという難點の生ずるのをさけるためには、引當金法による基準棚卸法を採用すればよい。

わが企業會計原則は、棚卸資産の貸借対照表價額について、「先入先出法、後入先出法、平均原價法等によつて取得原價を算定することが困難な場合には、基準棚卸法、小賣棚卸法等による一定の棚卸評價基準を採用することができ」と述べている。「……困難な場合には……」という表現は、基準棚卸法に關しては「……妥當でない場合には……」と讀みかえらるべきであらう。正常な時期には平均法、先入先出法などを採用する企業にあつても、價格變動の著しい時期には、繼續性を破つて、基準棚卸法に移るような措置も許さるべきであると思ふ。

### 恒常在高法

ドイツ文獻で *Die Methode des Disernen Bestandes* といわれる棚卸資産評價法がある。譯して恒常在高法または固定在高法というが、これは (イ) 恒常在高すなわち經營の繼續に必要な最低在高を固定價格 (それを下廻る價格があらわれないような低い價格) で評價し、(ロ) 恒常在高を超える部分を時價 (年度末の購入價格) で評價し、(ハ) 恒常在高を喰込んだ部分 (不足部分) も時價 (年度末の購入價格) で評價するという方法である。ただし時價が確實かつ容易に決定できない物品にあつては、超過部分に最近の取得原價または實際の取得原價を適用することが許される。従つて恒常在高法は英米の基準棚卸法と殆んど同じ方法であるといふことができる。恒常在高法に對する批判として、時價が高い場合、超過分を時價評價すると、それは取得原價以上の評價となり、會計原則に反するという議論

がある。また超過分を最近の取得原價で評價するという考え方に對する反對論もある。というのは、最近取得した物品が必ずしも超過分を構成するというわけのものでなく、むしろ固定在高を構成するという考え方もできるからである。ミュンスターマン (Münstermann) は「これらの反對論を考慮すれば、超過分の評價にはその實際取得原價が適用されるべきであり、固定部分の喰込を補充するための仕入と超過部分となつた仕入とが區別できない場合には、その年度の平均取得原價が適用されるべきである」と論じている (ニックリッシュ 經營經濟辭典第三版、一六〇三頁)。時價が原價より低い場合には、超過分を時價評價することには問題がないわけである。超過部分の時價評價がこのように問題とされるに對し、不足部分の時價評價に關しては異論が存しないという。

彼は固定在高法を商法の立場から觀察して、「固定在高の評價額が固定量の取得原價をも、貸借對照表日の時價をも、超えない限り、その評價は合法的である。喰込分または超過分を切離して觀察する場合、喰込分の評價についても、超過分の評價についても同様のことがいえる。なお超過分の存在する場合、固定在高の固定原價と超過在高の評價額の合計が、全在高の時價および取得原價を超えなければ差支えない」と述べている (前掲書、一六〇五頁)。また税法との關連においては、彼は次のように述べている。「税法は名目上の貨幣資本維持計算を建前とするから、固定在高の考え方は從來導入されなかつた。所得税法 (§ 6 EStG 1955) の評價規定に従えば、經營の經濟財は原則として仕入原價または製作原價を以て評價されねばならない。部分價額 (Teilwert) がこの原價より低い場合においてのみ、部分價額を適用し得るのである。従つて部分價額が經濟財の評價の下限を形成するのである。ライヒ稅務監督局 (Reichsfinanzhof) も固定在高法を原則として拒否してきた。しかし一九四八年六月二日の通貨改革後における價格騰貴

と税率引上とを動機として、次の如き一九四九年六月三日付の最高財務裁判所意見 (T D 2/50) が公示された。それは税法上の貸借対照表において、棚卸資産を構成する財貨を「固定在高」なる総合科目に總括する可能性を認めためたのであつた。もちろん、かかる財貨は、多量に手持され、同種のものであり、同價格のものであることを要するとされた。従つて固定在高法の適用は量的財貨および市場品の固定在高に限定されたのである。しかしこの狭きに失する適用領域すらも、一九五五年一月一日までしか認められなかつた。それ以後は、課税所得を減ずる價格騰貴積立金が認められることになり、價格變動の中和化に役立つ固定在高法はその基礎を失うに至つた」(前掲書、一六〇六一七頁)。

## 拘束在高法

シュマーレンバッハが「動的貸借対照表」(二二版、一八〇頁以下)において拘束在高(Gebundene Vorräte)の評価と題して説明する評價方法(ここでは假りに拘束在高法と名付ける)は前述の基準棚卸法又は固定在高法と極めて類似しているが、後述の後入先出法に類似した點もある。これについては兩者の折衷法として後に述べる(二一〇頁以下)。

## 第二部 後入先出法

ふつう後入先出法といわれるのは、單位原價と數量とを用いる後入先出法、すなわち Unit cost Lifo である。しかし後入先出法の効果を高める目的でドル價值後入先出法 (Dollar-value Lifo method) とするのが考案されるに至つた。ここではこのドル價值法について研究し、Unit cost Lifo の説明は省略しておく。

ドル價值法によれば、棚卸資産を適當なグループに分け、グループごとに、ある期の期末棚卸資産を期末價格で評價し—次頁計算例の(2)—、これを累加價格指數により基準年度(ドル價值後入先出法採用の年度)の期首價格(基準價格)であらわした金額に換算し—計算例の(6)—、同期の期首棚卸資産の基準價格による金額を超える部分(數量的増加額)—計算例の(8)—は、累加價格指數により同期末の價格に戻し—計算例の(9)—、これを期首の棚卸資産評價額に加えた金額—計算例の(12)—を期末棚卸資産評價額とするのである。もしも逆に、數量的減少額があらわれた場合—計算例の(8)の△印の場合—には、その期に最も近く數量的増加の生じた期の増加分が喰込まれたものとして—計算例の(10)—、その金額(基準價格による)を當該期の累加價格指數をもつて當該期末價格による金額に換算し—計算例の(11)—、これを期首棚卸資産評價額から控除した金額—計算例の(12)—を期末棚卸資産評價額とするのである。計算例を示せば次頁のごとくである。

各期の價格指數は期首價格による期末棚卸高をもつて期末價格による期末棚卸高を除することによつて算定される。累加價格指數はドル價值法採用の第一期には、當該期の價格指數と同じであるが、第二期には、第二期價格指數に第一期價格指數を乗じて累加價格指數を計算し、第三期には、第三期價格指數に第二期累加價格指數を乗じて累加價格指數を計算する。

ドル價值法採用の第一期の期首棚卸高は、アメリカ税法によれば、當該棚卸品の實際原價をもつて計算するのである。この實際原價は、ドル價值法採用以前に用いていた何等かの方法(先入先出法、平均法、後入先出法等)による原價額である。低價主義による評價額を第一期々首の棚卸高とすることはできない。

期別	1	2	3	4	5	
(1) 期首棚卸高 (後入先出原價)	36,000圓	41,000圓	56,000圓	47,000圓	53,000圓	前期の(12)
(2) 期末棚卸高 (期末價格)	50,000圓	75,000圓	52,000圓	50,000圓	40,000圓	
(3) 期末棚卸高 (期首價格)	40,000圓	62,500圓	66,000圓	60,000圓	37,000圓	
(4) 價格指數	125	120	80	83.33	110	(2)÷(3)
(5) 累加價格指數	125	150	120	100	110	(4)×前期の(5)
(6) 期末棚卸高 (基準價格)	40,000圓	50,000圓	44,000圓	50,000圓	37,000圓	(2)÷(5)
(7) 期首棚卸高 (基準價格)	36,000圓	40,000圓	50,000圓	44,000圓	50,000圓	前期の(6)
(8) 棚卸高増加または減少 (△印) (基準價格)	4,000圓	10,000圓	△6,000圓	6,000圓	△13,000圓	(6)-(7)
(9) 棚卸高増加 (期末價格)	5,000圓	15,000圓		6,000圓		(8)×(5)
(10) 棚卸高減少に充當される前期増加高 (基準價格)			△6,000圓 (第2期)		△6,000圓 (第4期) △4,000圓 (第2期) △3,000圓 (第1期)	前期の(13)に基き把握
(11) 棚卸高減少に充當される前期増加高 (當該期末價格)			△9,000圓		△6,000圓 △6,000圓 △3,750圓	(10)×當該年度の(5)
(12) 期末棚卸高 (後入先出原價合計)	41,000圓	56,000圓	47,000圓	53,000圓	37,250圓	(1)+(9)または(1)-(11)
(13) 期末棚卸高 (基準價格階層)	36,000圓 4,000圓 (第1期増加)	36,000圓 4,000圓 10,000圓 (第1期増加) (第2期増加)	36,000圓 4,000圓 4,000圓 (第1期増加) (第2期増加)	36,000圓 4,000圓 4,000圓 (第1期増加) (第2期増加) (第4期増加)	36,000圓 1,000圓 (第1期増加)	(8)と(10)に基き把握

上掲の計算例で第三期末の棚卸高四七、〇〇〇圓は第一期々首の三六、〇〇〇圓(指數一〇〇)と第一期増加分五、〇〇〇圓(指數一二五)と第二期増加分六、〇〇〇圓(指數一五〇)とから成る。第三期末の價格指數は一二〇であるから、これら増加分は第三期末の原價額以上の原價で評價されていることになる。しかし第三期末の棚卸高全部を指數一二〇の原價額で評價したとすれば、

44,000圓×120%＝52,800圓 となるのであつて、後入先出原價による期末評價額は四七、〇〇〇圓であるから、問題はな。ところが、第四期末の棚卸高五三、〇〇〇圓は、第一期々首の三六、〇〇〇圓（指數一〇〇）と、第一期増加分五、〇〇〇圓（指數一二五）と第二期増加分六、〇〇〇圓（指數一五〇）と第四期増加分六、〇〇〇圓（指數一〇〇）とから成る。第四期末の價格指數は一〇〇であるから、第一期増加分と第二期増加分は、第四期末の原價額以上の原價で評價されていることになる。このために、期末棚卸高全部を指數一〇〇の原價額で評價した金額、すなわち50,000圓×100%＝50,000圓に比し、三、〇〇〇圓だけ高く評價されている結果になる。これは實際原價以上の評價である。價格が下落しているときには、原價主義の建前にたつ後入先出法はこの様な缺陷をあらわす。このように評價が高過ぎる場合には、評價減引當金を設定してこれを修正すべきである——棚卸評價額を直接減することなしに。

ドル價值法で最も問題となるのは價格指數の決定であるが、これについての詳細は説明を省略する。後入先出評價が價格指數を用いることにより、金額的に行われるのでダラー・ヴァリニュー法というのであるから、わが國でいへば圓價值後入先出法とか、金額的後入先出法というべきである。

ドル價值後入先出法の變種に賣價還元後入先出法がある。發生史的に見ると、ドル價值法も賣價還元後入先出法も、アメリカで行われたのは同じく一九四一年であり、急激な戦時價格騰貴と戦時課税の重壓とが動機となつてこのような工夫があらわれたのである。アメリカ税法が、賣價還元後入先出法を認めたのは一九四八年三月であり、ドル價值法を認めたのは一九四九年一月であつた。

## Unit cost life への比較

ドル価値後入先出法は Unit cost life に比して次のような特長をもっている。

- (イ) 後入先出計算の手續が Unit cost life に比し、節約される。
- (ロ) ドル価値法によれば、同質的な數品目が一クラスにグループされるので、一クラス中のある品目が數量的に減少しても(期首に比し)、他の品目の數量的増加によつて補われる限り、後入先出法による低評價が繼續される(價格上昇期の場合)。

(ハ) 各期の期末棚卸高はいつたん基準價格で計算され、基準價格による期首棚卸高を超える部分は、累加價格指數によつて期末原價に還元されるのであるが、増加分を指數によつて還元した原價は Unit cost life method により計算した増加額より、多くの場合低く計算される(價值上昇期の場合)。

この(ハ)の特長について説明すれば次のごとくである(この説明は、ドル価値法における價格指數算定方法に関する若干の説明にもなるわけである)。まずドル価値法採用の第一期における期首棚卸資産の數量及び原價額の内容が次のごとくであつたことにする。

品目	數量	單位原價	金額
A	65	50圓	3,250圓
B	150	75	11,250
C	75	20	1,500
D	200	100	20,000

基準棚卸法と後入先出法

計 36,000圓

また期末棚卸資産の數量およびその最終仕入原價額の内容が次のごとくであつたとする。

品目	數量	期末單位原價	金額
A	120	60圓	7,200圓
B	160	90	14,400
C	150	31	4,650
D	190	125	23,750
計			<u>50,000圓</u>

すると、期末棚卸資産の期首原價額は次のごとくになる。

品目	數量	期首單位原價	金額
A	120	50圓	6,000圓
B	160	75	12,000
C	150	20	3,000
D	190	100	19,000
計			<u>40,000圓</u>

この場合、ドル價值法によれば、價格指數は一二五%となる(50,000圓÷40,000圓)。

基準價格による期末棚卸資産額は四〇、〇〇〇圓であり、基準價格による期首棚卸資産額は、三六、〇〇〇圓であるから、基準價格による増加額は四、〇〇〇圓である。これを價格指數で期末原價額に直すと五、〇〇〇圓となる(4,000

×125%)。したがって期末棚卸資産のドル価値後入先出原價は、36,000圓+5,000圓=41,000圓と計算されるのである。  
 もしも Unit cost fifo をもつて計算したとすれば期末棚卸資産の後入先出原價は次のごとく四一、五二五圓となるのである。

品目	数	単	單位原價	金額
A	120	65	50圓	3,250圓
		55	60	3,300
B	160	150	75	11,250
		10	90	900
C	150	75	20	1,500
		75	31	2,325
D	190		100	19,000
計				<u>41,525圓</u>

この後入先出原價算定法は、増加數量を期中の最終仕入原價（または期末仕入時價）で計算する後入先出法である。増加數量を期中の最初仕入原價で計算する後入先出法の場合にも、あるいは増加數量を期中仕入の總平均原價で計算する後入先出法の場合にも、Unit cost fifo の方法で期末棚卸資産の後入先出原價を計算するよりも、ドル價值法すなわち指數選算の方法でこれを計算する方が、後入先出原價額は低くなるのである。

たとえば、最初仕入原價を次掲のごとくであるとし、これを用いる場合には、期末棚卸資産の期末原價は次のごとくになる。

基準棚卸法と後入先出法

品目	数量	期初仕入 單位原價	金額
A	120	52圓	6,240圓
B	160	80	12,800
C	150	25	3,750
D	190	110	20,900
計			<u>43,690圓</u>

期末棚卸資産の期首原價額は前掲の(ととく四〇、〇〇〇圓であるから、價格指數は一〇九・二二五%となる(43,690圓÷40,000圓))。この指數によれば、基準價格による増加分四、〇〇〇圓は四、三六九圓に還算される(4,000圓×109.225%)。したがって期末棚卸資産の後入先出原價は 36,000圓+4,369圓=40,369圓となる。これに對して Unit cost FIFOの方法によれば、次のごとく四〇、五三五圓となり、評價額は高くなるのである。

品目	数量	單位原價	金額
A	120	65 55	50圓 2,860
B	160	150 10	75 80
C	150	75 25	20 1,875
D	190	100	19,000
計			<u>40,535圓</u>

期末棚卸資産の期末価格として期中總平均原價を用いる場合にも同様である。總平均原價を次のごとくであるとし、  
 期末棚卸資産の期末價額を計算してみよう。

品目	数量	總平均原價	金額
A	120	55圓	6,600圓
B	160	85	13,600
C	150	28	4,200
D	190	120	22,800
計			<u>47,200圓</u>

期末棚卸資産の期末價格は四七、二〇〇圓である。期末棚卸資産の期首價額は前掲のごとく四〇、〇〇〇圓であるから價格指數は一一・八％（ $47,200 \div 40,000 = 1.18$ ）となる。この指數によれば、基準價格による増加分四、〇〇〇圓は四、七二〇圓に還算される（ $4,000 \times 118\%$ ）。したがつて期末棚卸資産の後入先出原價は四〇、七二〇圓となる（ $36,000 + 4,720$ 圓）。これに對して unit Cost Hifo によれば後入先出原價は四〇、九七五圓となり、評價額は高くなるのである。

品目	数量	單位原價	金額
A	120	{ 65 55 } 50圓	{ 3,250 3,025 }
B	160	{ 150 10 } 75	{ 11,250 850 }
C	150	{ 75 20 } 75	{ 1,500 2,100 }

基準棚卸法と後入先出法

D	190	100	19,000
計			<u>40,975圓</u>

前掲の數字例ではD商品の期末數量が期首數量より減少しているが、これが増加している場合でも、ドル價值後入先出原價額の方が Unit cost Lifo による原價額より低くなるのである。もちろん、かかる現象が生ずるのは、一クラスの價格指數以上に騰貴している品目の期末數量が期首數量より増加している場合か、あるいはかかる品目の期末數量が期首數量より減少していても、一クラス全體の基準價格による期末棚卸高が基準價格による期首棚卸高より多いという場合かにおいてである。一クラス全體の基準價格による期末棚卸高が基準價格による期首棚卸高を超える場合でも、それが價格指數以下にしか騰貴していない品目の數量増加によつてのみもたらされているのであつて、價格指數以上に騰貴している品目の數量には變化がないという場合であれば、Unit cost Lifo の方がかえつて低評價となるわけである。

ドル價值法における期末棚卸資産の期末價格は、上述のごとく、期中の最初仕入原價で計算されることもあり、總平均原價で計算されることもあり、最終仕入原價で計算されることもある。そこで、從來 Unit cost Lifo を採用していた企業で、期末増加分を仕入の古いものから順次成るものとして計算していたものにとつては、總平均原價とか、最終仕入原價とかで期末棚卸資産の期末價額を算定するドル價值法を採用するならば、期末棚卸資産の後入先出原價が從來よりむしろ高くなり、一時的にはかえつて不利な状態がもたらされることがあり得ることになる。

ドル價值法は定期的評價法としてのみ用いられる。拂出價額は繰越および受入の價額から、期末棚卸資産のドル價

値後入先出評價額を差引くことによつてこれを求めるのである。ドル價值法を採用し、拂出の繼續記録を行うには、拂出には豫定單價、最近購入原價等を用いるべきである。また通常の後入先出單價を用いてもよいし、逆に期首繰越分を除外した後入先出單價を用いても差支えない。

材料を豫定單價（または標準單價）によつて受拂する場合には、一クラスの材料の價格差異勘定と豫定單價による受入高の比により、價格變動率を把握し、豫定單價による期末棚卸高から同じ豫定單價による期首在高を差引いた殘高にこの價格變動率に一〇〇%を加えた率を乗じて増加分の原價額を算定し、これを期首棚卸資産の後入先出原價額に加算して、期末棚卸資産のドル價值後入先出原價を算定することができる。この點で豫定單價の使用はドル價值後入先出法を容易ならしめる。

製品を標準原價で受拂し、一クラスの原價差異と標準原價による受入額との比により、増加分を還元する同様の方法を適用すると、標準原價に原價差異を加えた評價額となり、標準原價が正しい原價とする見解からすれば妥當でないことになる。最近購入原價や當期受入分の先入先出單價で拂出を行う場合には、繰越額（ドル價值後入先出原價による）と受入額（實際原價による）からこの拂出額を差引いた殘額と期末棚卸資産のドル價值後入先出原價額との差は拂出品の負擔する原價差額として處理する。ドル價值法採用の場合に、繼續的後入先出法の單價をもつて拂出を行うことは、差支えないにしても、後入先出計算を二重にやることになり妥當でない。

ドル價值法において、期末棚卸資産を最終仕入原價で評價し、増加分を指數還元して最終仕入原價に引直す方法をとる場合には、拂出には先入先出法（當期受入分について先入先出單價で拂出す方法）を適用する方が原價差額を少

なくする意味で妥當である。

豫定原價の利用

アメリカのゴードン (Gordon, Myron J.) は標準原價を用いるドル價值後入先出法について、次のように説明してゐる (Accounting Research, July, 1934)。

一九五一年度からドル價值法を採用したものとし、期首の棚卸資産の實際原價を二四三、〇〇〇ドルとする (従前の棚卸評價方法による)。またこの棚卸資産額を一九五一年度に用いる標準原價で計算した金額を二六〇、〇〇〇ドルとする。その内譯は次の通りとする。

株 本	80,000 Fr.
仕 庫 品	70,000
貸 品	110,000
計	<u>260,000 Fr.</u>

一九五一年度中における材料仕入の實際原價を三八〇、〇〇〇ドル、その標準原價額を三五〇、〇〇〇ドルとする。材料價格差異 (借方) は三〇、〇〇〇ドルである。標準原價による材料庫出額は三四〇、〇〇〇ドルとする。材料の期首在高は八〇、〇〇〇ドルであるから、期末材料は九〇、〇〇〇ドルとなる。次に直接資金の實際額を一四八、〇〇〇ドル、實際時間數に標準賃率を乗じた額を一四〇、〇〇〇ドルとする。賃率差異 (借方) は八、〇〇〇ドルである。次に製造間接費の實際額を二二五、〇〇〇ドル、標準配賦率による配賦額を二三〇、〇〇〇ドルとする。配賦差額 (貸方)

は五、〇〇〇ドルである。次に標準原價による製品出來高を七一八、〇〇〇ドル、これに對する能率差異(貸方)を一〇、〇〇〇ドルとする。仕掛品の期末在高は七〇、〇〇〇ドルで、仕掛品へ借方記入した材料費、勞務費、間接費は七一〇、〇〇〇ドルであるから、期末仕掛品は七三、〇〇〇ドルとなる(能率差異を分離しない額)。次に標準原價による賣上品原價を七〇九、〇〇〇ドルとする。製品の期首在高は一〇、〇〇〇ドル、製品出來高は七一八、〇〇〇ドルであるから、期末製品は一一九、〇〇〇ドルとなる。そこで期末棚卸高は標準原價で二八二、〇〇〇ドル、期首棚卸高に比しての増加額は二二二、〇〇〇ドルとなり、また當期仕入材料、當期直接賃金および當期製造間接費の標準原價額合計に對する價格差異の割合は四・六%となる。

期末材料	90,000 F.R.	材料價格差異(借方)	30,000 F.R.
期末仕掛品	73,000	貸率差異(借方)	8,000
期末製品	119,000	製造間接費差異(貸方)	5,000
計 期末棚卸高	<u>282,000 F.R.</u>	計	<u>33,000 F.R.</u>
期首棚卸高	260,000	當期材料仕入(標準原價による)	<u>350,000 F.R.</u>
増加額	<u>22,000 F.R.</u>	當期直接賃金( )	140,000
		當期製造間接費( )	230,000
		計	<u>720,000 F.R.</u>
			33,000 F.R. ÷ 720,000 F.R. = 4.6%

價格差異率四・六%に一〇〇%を加えたもの、すなわち一〇四・六%を棚卸資産増加額二二二、〇〇〇ドルに乗ずると二二二、〇一二ドルとなる。實際原價による期首棚卸高は二四三、〇〇〇ドルであつたから、これに二二二、〇一二ドルを

基準棚卸法と後入先出法

加算すると、期末棚卸資産のドル價值後入先出原價が算定される。すなわち二六六、〇二二ドルである。したがつてドル價值法による賣上品原價は七二九、九八八ドルとなる。

期首棚卸高 (實際原價による)	243,000 F.R.
材料仕入 ( " )	380,000
直接資金 ( " )	148,000
製造間接費 ( " )	225,000
計	<u>996,000 F.R.</u>
期末棚卸高 (後入先出法による)	266,012
賣上品原價 ( " )	<u><u>729,988 F.R.</u></u>

喰込みの生じた年度には、いかなる計算をなすべきかについて、ゴードンは詳しい説明をしていないが、筆者がフエンして説明すれば、次のごとくになるであろう。かりに、前の計算例をうけついで、第二期の期首棚卸資産の標準原價額(新標準原價による)が三〇〇、〇〇〇ドルであり、期末棚卸資産の標準原價額(期首と同一の標準原價による)が二九〇、〇〇〇ドルであつたとする。つまり一〇、〇〇〇ドルの喰込みである。ところで期首の棚卸資産の後入先出原價は二六六、〇二二ドルであつた。その内譯は次のごとくであつた。

第1期々首	243,000 F.R.
第1期増加	23,012
計	<u><u>266,012 F.R.</u></u>

また期首の二四三、〇〇〇ドルに對する第一期の標準原價額は二六〇、〇〇〇ドルであつた。そこで第一期々首の價

格指數を100%とした場合の第一期末増加分の價格指數は次の通りとなる。

$$\frac{23,012 \text{ F.} \text{ R.} + 243,000 \text{ F.} \text{ R.}}{22,000 \text{ F.} \text{ R.} + 260,000 \text{ F.} \text{ R.}} = 1.046 + 0.9346 = 1.119$$

したがつて第一期増加分の實際原價二三、〇一二ドルは、期首價格によれば二〇、五六五ドルとなる(23,012円 ÷ 1.119)。これを第一期々首の二四三、〇〇〇ドルに加えると二六三、五六五圓である。これに對する第二期の標準原價額は三〇〇、〇〇〇ドルであつたのであり、第二期末にはこれが一〇、〇〇〇ドル喰込まれたのであるから、期首價格による喰込分は八、七八五・五ドルである(263,565圓 ×  $\frac{10,000 \text{ F.} \text{ R.}}{300,000 \text{ F.} \text{ R.}}$ )。後入先出法にあつては、この喰込みは第一期増加分から補充されるのであるから、第二期末の棚卸高(第一期々首價格による)は次の構成となる。

第1期々首	243,000 F. R.
第1期増加	11,779.5
計	254,779.5 F. R.
	(23,012 F. R. - 8,785.5 F. R. = 11,779.5)

この第一期増加分を期末價格に直すと一三、一八一ドルとなる(11,779.5円 × 1.119)。したがつて第二期末棚卸資産の後入先出原價は二五六、一八一ドル(243,000ドル + 13,181円)である。この計算は次のようにして行つてもよい。

$$\text{第1期末後入先出原價 } 266,012 \text{ ドル} - \text{第2期喰込分基準原價額 } 8,785.5 \text{ ドル} \times 1.119 = 256,181 \text{ 圓}$$

喰込み年度には、このような計算が必要である。價格指數の算定方法を明らかにするために、もし計算例を續けてみれば次頁の表のごとくになる。

基準棚卸法と後入先出法

期別	1	2	3	4	
(1) 期首棚卸高 (後入先出原價)	243,000ドル	266,012ドル	256,181ドル	277,281ドル	前期の(14) (第1期を除く)
(2) 期首棚卸高 (標準原價)	260,000ドル	300,000ドル	312,000ドル	340,000ドル	
(3) 期末棚卸高 (標準原價)	282,000ドル	290,000ドル	332,000ドル	310,000ドル	
(4) 棚卸増加高 または減少高(△) (標準原價)	22,000ドル	△10,000ドル	20,000ドル	△30,000ドル	(3)-(2)
(5) 價格差異	33,000ドル	—	45,000ドル	—	
(6) 原價發生額 (標準原價)	720,000ドル	—	815,000ドル	—	
(7) 原價發生額 (實際原價)	753,000ドル	—	860,000ドル	—	(5)+(6)
(8) 期末價格指數	104.6%	—	105.5%	—	(7)÷(6)
(9) 棚卸増加高 (實際原價)	23,012ドル	—	21,100ドル	—	(4)×(8)
(10) 期首價格指數	93.46%	87.855%	81.66%	79.74%	前期の(15) ÷(2)
(11) 修正期末價格指數	111.9%	—	129.2%	—	(8)÷(10)
(12) 棚卸増加高 または減少高(△) (基準價格)	20,565ドル	△8,785.5ドル (第1期増加分充當)	16,331.5ドル	△23,922ドル { 16,331.5ドル (第3期増加分充當) 7,590.5ドル (第1期増加分充當)	(9)-(11) (増加の場合) または (4)×(10) (減少の場合)
(13) 棚卸減少高 の充當年度 期末價額	—	△9,831ドル	—	△21,100ドル △8,494ドル	(12)×當該 年度の(11)
(14) 期末棚卸高 (後入先出原價)	266,012ドル	256,181ドル	277,281ドル	247,687ドル	(1)+(9)ま たは(1)-(13)
(15) 階層別期末 棚卸高 (基準價格)	243,000ドル 20,565ドル (第1期増加)	243,000ドル 11,779.5ドル (第1期増加)	243,000ドル 11,779.5ドル (第1期増加)	243,000ドル 4,189ドル (第1期増加)	
	<u>263,565ドル</u>	<u>254,779.5ドル</u>	<u>16,331.5ドル</u> (第3期増加)	<u>247,189ドル</u>	
			<u>271,111ドル</u>		

標準原價を會計帳簿に織込むには、實際原價による前期末棚卸高と標準原價による當期首棚卸高との差について、後入先出引當金を設けるのである。たとえば第一期々首には、

(借)	材 料 (標準)	80,000
	仕掛品 ( " )	70,000
	製 品 ( " )	110,000
(貸)	棚卸資産 (實際)	243,000
	後入先出引當金	17,000

とする。第一期末には、材料、仕掛品、製品の標準原價合計二八二、〇〇〇ドルが帳簿に計上されているに對し、その後入先出原價は二六六、〇一二ドルであるから、後者の金額で棚卸資産を計上し、標準原價による棚卸高と期首の後入先出引當金を帳消しするために

(借方)	棚卸資産 (實際)	266,012
	後入先出引當金	17,000
(貸方)	材 料 (標準)	
	仕掛品 ( " )	
	製 品 ( " )	
	實上原價	1,012
		283,000

標準棚卸法と後入先出法

の記帳を行うのである。第二期々首に標準原價が改められ、期首棚卸資産の標準原價合計が三〇〇、〇〇〇ドルとなると、その後入先出原價二六六、〇一二ドルに比し、三三、九八八ドルの後入先出引當金が必要となる。従つて

(借方)	材 料 (標準)	
	仕掛品 ( " )	300,000
	製 品 ( " )	
(貸方)	棚卸資産 (實際)	266,012
	後入先出引當金	33,988

の記帳を行うのである。

標準原價を利用するドル價值法で注意すべきは、(イ) 一年度の期首棚卸高も期末棚卸高も同じ標準原價で評價されねばならないこと、すなわち一年度中に標準原價の變更があつてはならないことである。ただし年度ごとに標準原價が改訂されることは何ら差支えない。次に(ロ) 一つのクラスにプールされる品目の標準原價は、これら品目の實際價格の相互關係が合理的に反映されるような標準價格に基いて設定されねばならないことである。年度の途中で當該クラスに新たに追加された品目の標準原價は、それが期首に存在したものとした場合の標準價格に基いて設定されねばならない。價格上昇期において、新品目が追加されたときの價格でその標準原價が計算されたとすれば、標準原價による期末棚卸高はそれだけ過大となり、増加分(標準原價による)を價格指數により換算した實際原價額も高くなる。また期末棚卸高(標準原價による)が減少しているときには、減少額(標準原價による)が過少となり、した

がつて期末棚卸高（基準價格による）は過大となり、後入先出原價も過大となる。第三に（ハ）棚卸資産中の仕掛品および製品をその原價要素に區分してドル價値法を適用するか、仕掛品自體または製品自體をユニットとしてドル價値法を適用するかについて考えねばならないことである。

製品をユニットとして後入先出評價を行えば、技術的進歩によつて製品一單位に要する材料、労働時間が切下げられても、それによる低評價の効果が享受できないことになる。たとえば製品一單位の標準原價が材料費八ドル、加工費一〇ドルであるとすると、期首製品一、〇〇〇單位の標準原價は一八、〇〇〇ドルである。また期首におけるその實際原價が材料費七、〇〇〇ドル、加工費九、〇〇〇ドル、合計一六、〇〇〇ドルであつたとする。その後、期末棚卸數量は増減なしで経過したとすれば後入先出原價は常に一六、〇〇〇ドルである。ところが製品の棚卸高を材料と加工費とに分け、材料一單位の標準價格〇・二ドル、製品一單位の標準材料消費量四〇ポンド、製品一、〇〇〇單位の標準材料費八、〇〇〇ドル、製品一單位の標準労働時間一〇〇、加工費率一時間當り〇・一ドル、製品一、〇〇〇單位の標準加工費一〇、〇〇〇ドル、その實際價格による金額が材料七、〇〇〇ドル（ $0.175 \text{ ドル} \times 40,000 \text{ ポンド}$ ）、加工費九、〇〇〇ドル（ $0.09 \text{ ドル} \times 100,000 \text{ 時間}$ ）として後入先出法を適用しておれば、技術的進歩によつて製品一單位に要する標準材料消費量が三六ポンド、標準労働時間が九五時間となつた場合においては、製品の期末棚卸數量一、〇〇〇單位に含まれる材料は三六、〇〇〇ポンド、労働時間は九五、〇〇〇時間となり、標準價格および加工費率が不變とすれば、標準原價額で材料七、二〇〇ドル、加工費九、五〇〇ドルと計算される。すると、後入先出原價は次の計算の通り、一四、八五〇ドルとなるのである。

材料……(7,200ドル—8,000ドル)×87.5%+7,000ドル=6,300ドル  
 加工費……(9,500ドル—10,000ドル)×90%+9,000ドル=8,550ドル  
 計 14,850ドル

87.5%は材料の基準価格指数90%は加工費の基準価格指数である。これを乘ずることによつて、標準原價の減少額を基準價格による金額に換算し、後入先出原價(基準價格になつている)からこれを差引いたものが、材料の6,300ドル、加工費の8,550ドルである。

もつとも、仕掛品や製品をそれ自體一ユニットとして後入先出法を適用するか、その原價を構成する材料と加工費とに分けて後入先出法を適用するかが問題となるのは、標準原價を利用するドル價值法の場合に限らない。ドル價值法を採用する場合には、すべてこれが問題となるのである。

### ドル價值法と原價差異分析

ゴードンの説明では、標準原價によるドル價值法において、價值指數を算定するに當り、實際間接費に對する標準間接費をいかに計算するかは明らかにされていない。標準配賦率(正常配賦率)によつて、仕掛品、製品および賣上品に配賦した當期配賦額を價格指數算定のための標準間接費とするのでは不合理である。この配賦額は間接費の能率差異も除外された金額であるから、配賦額に對する實際間接費額の割合は價格指數を過大にあらわす結果となる。價格指數は、

#### 實際間接費額

當期配賦額÷能率差異

という算式で計算されねばならない。この分母は、いかえれば、標準配賦率を間接費配賦基準の實際數（直接労働時間數を配賦基準とする場合ならば當期の實際直接労働時間數）に乗じた金額に相當するのである。標準原價計算の手續上はこのような金額は算定されない。ドル價值法の價格指數算定のためには特にこれを計算する必要があるわけである。

元來、間接費差異は、操業度差異、能率差異、豫算差異の三つから構成されている。操業度差異は標準配賦率を實際生産量に適用して求めた間接費配賦額と實際生産量に對する間接費豫算額との差である。標準配賦率は間接費の價格に相當するものであり、實際生産量に對する間接費豫算額を實際生産量で除した金額も間接費の價格である。二つの價格の差は操業度の相違に基く價格差である。したがつて操業度差異は價格差異と見られるわけである。ところで實際生産量は標準時間でも表現され、また實際時間でも表現され得る。そこで操業度差異は次のいずれかの算式で算定されることになる。

(1) 實際生産量（實際時間による） $\times$ 標準配賦率－實際生産量（實際時間による）に對する間接費豫算額＝操業度差異

(2) 實際生産量（標準時間による） $\times$ 標準配賦率－實際生産量（標準時間による）に對する間接費豫算額＝操業度差異

このいずれの算式を選ぶかによつて操業度差異の金額は異なる。計算例を示そう。

標準配賦率 12 圓（正當操業度 2,500 時間：間接費豫算 30,000圓）

基準棚卸法と後入先出法

實際生産量の標準時間數 1,960 時間：間接費豫算額 25,480圓

實際生産量の實際時間數 2,010 時間：間接費豫算額 25,929圓

實際間接費額 28,140圓

(1) による場合……2,010時間×12圓—25,929圓＝—1,809圓

(2) による場合……1,960時間×12圓—25,480圓＝—1,960圓

實際生産量の標準時間數と實際時間數の差は能率差異であり、この差異を金額表示する場合にも、標準配賦率によるか、それぞれの間接費豫算額によるかにより、能率差異の大きさが異なつてくる。

(1) 實際生産量(標準時間による)×標準配賦率—實際生産量(實際時間による)×標準配賦率＝能率差異

(2) 實際生産量(標準時間による)の間接費豫算額—實際生産量(實際時間による)の間接費豫算額＝能率差異

(1) による場合……1,960時間×12圓—2,010時間×12圓＝—600圓

(2) による場合……25,480圓—25,929＝—449圓

能率差異算定の(1)の方法は操業度差異算定の(1)の方法と結合し、また能率差異算定の(2)の方法は操業度差異算定の(2)の方法に結合する。(1)の方法により算定した操業度差異と能率差異の合計は二、四〇九圓であり、また(2)の方法により算定した操業度差異と能率差異の合計も二、四〇九圓であるが、その内譯が異なるのである。ところで(2)の方法により算定した能率差異は、實は、時間差異と價格差異との複合差異なのである。能率差異を標準時間の方の間接費豫算額であらわすならば、

$$(1,960\text{時間} - 2,010\text{時間}) \times \frac{25,480\text{圓}}{1,960\text{時間}} = -50\text{時間} \times 13\text{圓} = -650\text{圓}$$

であり、實際時間數二、〇一〇時間にこの一三圓を乗じた金額と二、〇一〇時間に對する間接費豫算額二五、九二九圓との差、すなわち價格差異は、

$$2,010\text{時間} \times 13\text{圓} - 25,929\text{圓} = 26,130\text{圓} - 25,929\text{圓} = +201\text{圓}$$

であつて、兩者が一緒になつて四四九圓の差異となつてゐるわけである。

そこで純然たる能率差異はマイナス六五〇圓であるがこれは時間差異を價格一三圓であらわしたものである。間接費の標準價格は一二圓であるから、時間差のマイナス五時間に一二圓を乗じたマイナス六〇〇圓が標準價格であらわした能率差異であり、したがつてマイナス六五〇圓とマイナス六〇〇圓との差マイナス五〇圓は價格差異であるといふことになる。結局(2)の方法による能率差異のマイナス四四九圓は、

純然たる能率差異	— 600圓
價格差異	+ 201
價格差異	— 50
計	449圓

という具合に分解されるわけである。(2)の方法による操業度差異、すなわち價格差異は、マイナス一、九六〇圓であつたから、この價格差異を加算すると、

$$-1,960\text{圓}$$

基準棚卸法と後入先出法

+ 201  
 - 50  
 - 1,809圓

となり、(1)の方法による價格差異と同額になる。ドル價值法の價格指數算定の目的からすれば、(2)の方法による差異分析は不適當であつて、(1)の方法によるべきだといふわけである。

次に間接費の豫算差異は實際生産量の實際時間數に對する間接費豫算額と實際間接費額との差である。

$$25,929圓 - 28,140圓 = -2,211圓$$

前記(1)の差異分析法をとつても、(2)の差異分析法をとつても、この豫算差異は同額である。豫算差異は、實際生産量の實際時間數に對する豫算價格と實際價格の差であるから、それは價格差異にはかならない。

そこで(1)の差異分析法をとつた場合においては、ドル價值法の價格指數算定のための標準間接費額は、實際間接費額から操業度差異と豫算差異を差引くことによつて求められることとなる。それは實際時間數に標準配賦率を乗じた金額に等しいわけである。

實際間接費額	28,140圓
操業度差異	1,809
豫算差異	2,211
差引	24,120圓
實際時間數2,010 × 標準配賦率12圓	= 24,120圓

標準配賦率による配賦額合計に能率差異を加えることによつても、この金額は求められる。

標準配賦額合計1,960時間×12圓+能率差異600圓=24,120圓

間接費の差異分析は、變動豫算のない場合には、次のごとくに行われる。

能率差異=間接費配賦額-實際時間數×標準配賦率

操業度差異=實際時間數×標準配賦率-間接費豫算額

豫算差異=間接費豫算額-實際間接費額

前掲の數字をあてはめると次の通りになる。變動豫算がない場合には、間接費豫算としては三〇、〇〇〇圓という豫算しかないことになる。

能率差異=1,960時間×12圓-2,010時間×12圓=-600圓

操業度差異=2,010時間×12圓-30,000圓=-5,880圓

豫算差異=30,000圓-28,140圓=11,860圓

この場合にも、能率差異は前記(1)の差異分析法の場合と同額であるから、ドル價值法の價格指數の算定を目的とする標準間接費額は、都合よく把握され得るのである。

間接費差異の二分法をとる場合としては次の各種の方法がある。

(イ) 配賦率差異と時間差異とに分析する方法

時間差異=(標準時間數-實際時間數)×標準配賦率

配賦率差異=標準配賦率×實際時間數-實際間接費額

基準棚卸法と後入先出法

前掲の數字をあてはめると次の通りである。

$$\text{時間差異} = (1,960\text{時間} - 2,010\text{時間}) \times 12\text{圓} = -600\text{圓}$$

$$\text{配賦率差異} = 2,010\text{時間} \times 12\text{圓} - 28,140\text{圓} = -4,020\text{圓}$$

(ロ) 操業度差異と豫算差異とに分析する方法

操業度差異 = 間接費配賦額 - 實際時間數に對する間接費豫算額

豫算差異 = 實際時間數に對する間接費豫算額 - 實際間接費額

この操業度差異は三分法における能率差異を含むものである。前掲の數字をあてはめると次の通りである。

$$\text{操業度差異} = 1,960\text{時間} \times 12\text{圓} - 25,929\text{圓} = -2,409\text{圓}$$

$$\text{豫算差異} = 25,929\text{圓} - 28,140\text{圓} = -2,211\text{圓}$$

(ハ) 操業度差異と管理可能差異に分析する方法

操業度差異 = 間接費配賦額 - 標準時間數に對する間接費豫算額

管理可能差異 = 標準時間數に對する間接費豫算額 - 實際間接費額

この管理可能差異の中には三分法(1)の能率差異が含まれる。前掲の數字をあてはめると次の通りである。

$$\text{操業度差異} = 1,960\text{時間} \times 12\text{圓} - 25,480\text{圓} = -1,960\text{圓}$$

$$\text{管理可能差異} = 25,480\text{圓} - 28,140\text{圓} = -2,660\text{圓}$$

二分法のうち、ドル價值法にとつて便利な分析法は前記の(イ)の方法である。要するにドル價值法に適する原價差異計算法は、三分法のうち(1)の方法、變動豫算のない場合の三分法および二分法のうちの(イ)の方法であつて、その他の方法をとる場合には、標準間接費額を  $\frac{\text{標準原價} \times \text{標準間接費率}}{\text{標準原價} \times \text{標準間接費率}}$  の算式で別途に計算しなければならないのである。

結局のところ、ゴードンは標準配賦率を實際時間數に乗ずることによつて計算した間接費額を標準價格による間接費額とし、實際間接費を實際價格による間接費額(  $\frac{\text{實際間接費}}{\text{標準原價}} \times \text{標準原價}$  )とするわけであるが、仔細に検討すれば標準配賦率と實際配賦率との差は必ずしも價格差異ではない。間接費中のある費目の消費量差が配賦率差としてあらわれることはいうまでもない。しかしその邊は度外視しているのである。實際問題として間接費費目の消費量差が價格差に混入する點は度外視せざるを得ないと思う。

またゴードンは、價格指數を材料、勞務費、間接費の三者通算で算出し、これを標準原價による材料、仕掛品、製品の増加額に適用する例を示しているが、材料は材料、勞務費は勞務費、間接費は間接費でそれぞれ價格指數を算出し、増加棚卸資産も材料、勞務費、間接費に分けて各別に指數を適用すればもつと合理的な計算とならう。

とにかく、標準原價による棚卸増加高に指數を適用すると、價格差異の一部が増加棚卸資産に吸収され、殘額が原價差異として賣上原價に加減されることになる。

消費量差異は材料の分、労働時間の分、間接費の分と三つあらわれる。

材料消費量差異は  $\frac{\text{標準原價} \times \text{標準消費量} - \text{實際消費量} \times \text{標準原價}}{\text{標準原價}}$  なる金額であり、労働時間差異は  $\frac{\text{標準時間} \times \text{標準間接費率} - \text{實際時間} \times \text{標準間接費率}}{\text{標準原價}}$

	材料數量	労働時間	標準價格@ 10個による 材料價額	標準賃率@ 8圓による 勞務費額	標準配賦率 @12圓によ る間接費額
期首材料	400kg		4,000圓		
期首仕掛					
材料	80		800		
労働時間		100時間		800圓	1,200圓
期首製品					
材料	180		1,800		
労働時間		360		2,880	4,320
当期仕入量又 は消費時間 (實際價格)	1,000	1,955	10,000 (11,000)	15,640 (19,550)	23,460 (27,370)
計	<u>1,660kg</u>	<u>2,415時間</u>	<u>16,600圓</u>	<u>19,320圓</u>	<u>28,980圓</u>
期末材料	420kg		4,200圓		
期末仕掛					
材料	100		1,000		
労働時間		125時間		1,000圓	1,500圓
期末製品					
材料	200		2,000		
労働時間		400		3,200	4,800
賣上製品					
材料	960		9,600		
労働時間		1,920		15,360	23,040
消費量差異					
材料	△20		△200		
労働時間		△30		△240	△360
	<u>1,660kg</u>	<u>2,415時間</u>	<u>16,600圓</u>	<u>19,320圓</u>	<u>28,980圓</u>

一橋大學研究年報 商學研究 II

(注) 消費量差異の△は貸方差異をあらわす。

なる金額であり、間接費消費量差異(能率差異)は労働時間標準差額×標準配賦率なる金額である。これらの消費量差異は、ゴードンの計算例によれば、そのまま賣上原價にプラス(借方差額のととき)またはマイナス(貸方差額のととき)されているのである。消費量差異をピリオド・コストとして処理することを、是認しないことになると、期末の仕掛品および製品は、材料價格、賃率および間接費配賦率のみを標準により

計算し、期末仕掛品および製品に含まれる材料消費量、および労働時間は實際によつて計算せざるを得ないことになる。そうするには標準原價で計算した期末仕掛品および製品につき消費量差異を調整しなければならなくなり、若干不便である。

ところでゴードンは、消費量差異が借方差異としてでなく、貸方差異として生ずる場合、すなわち仕掛品および製品の標準原價が實際原價より高い場合において、原價要素をユニットとしたドル價値法（製品をユニットとしたドル價値法でなく）を適用すると、評價増分が消去されると述べている（Accounting Research, Reprint Series 10, Lifo and Standard Costs, p. 12）。これはどういう意味であろうか。恐らくはゴードンの誤解であろうと思う。この點を明らかにするために、原價要素をユニットとするドル價値法が適用できるように工夫した標準原價の計算例次を示せば前頁のごとくである。標準原價制度にあつては、期末の仕掛品および製品中の材料は標準消費量をもつて計算される。この例では材料の貸方消費量差異が二〇キログラム二〇〇圓生じており、期末の仕掛品および製品中の材料は實際消費量以上となつて行っているわけである。この消費量差異を調整しない限り、期末の仕掛品および製品中の材料は實際より多額のままに計算されて行くことになる。すなわち材料の期末棚卸高は、

数量	金額
期末材料	420kg 4,200圓
期末仕掛品	100 1,000
期末製品	200 2,000
計	720kg 7,200圓

基準棚卸法と後入先出法

であり、材料の期首棚卸高（金額は期末棚卸高と同じ標準原價による）は、

	数量	金額
期首材料	400kg	4,000圓
期首仕掛品	80	800
期首製品	180	1,800
計	660kg	6,600圓

であるから、期末材料の増加分六〇〇圓（7,200圓－6,600圓）は当期仕入分の標準原價一〇,〇〇〇圓と實際仕入原價一一,〇〇〇圓との比（すなわち價格指數）一一〇％によつて實際原價に引直される。材料の期首卸高（標準原價による）は、それ以前の後入先出原價で評價されるのである。勞務費および間接費についてもこれに準じた計算がなされる。

要するに、原價要素をユニットとして計算しても、貸方能率差異の生じた場合における評價増分は除去されないものである（能率差異を調整しない限り）。評價増分を消去するには能率差異の調整を要する。材料の能率差異調整を行うには、期末の仕掛品および製品中の材料、當期賣上品中の材料に差異を按分しなければならぬ。前掲例によれば、調整率は次のごとくである。勞務費及び間接費の能率差異調整もこれに準ずる。

$$200\text{圓} \times \frac{1}{1,000\text{圓} + 2,000\text{圓} + 9,600\text{圓}} = 1.587\%$$

## 結 言

價格變動損益の排除に關して、後入先出法が基準棚卸法に劣る點は、棚卸資産の喰込が生じた場合にあらわれる。後入先出法によると、年度末現在喰込が生ずると、棚卸資産損益が經營損益に混入してしまうことになる。ドル價值法は、計算單位をなす棚卸資産グループを *Unit of Sale* の場合よりも、廣げることにより、この缺陷があらわれるのを極力防止しようとする考案であるが、一グループに喰込が生ずれば棚卸資産損益が顯現してしまう。一たん喰込が生じて、棚卸資産損益を顯現せしめない點では基準棚卸法の方が優れているのであるが、その代り、この方法は基準量の決定が客觀的に行われ難いという缺點を持つのである。そこで後入先出法の長所と基準棚卸法の長所を併せとる方法が提案されている。その一つは、後入先出法を採用する場合に喰込分を時價評價し、これを補充した場合に原始原價を回復する方法である。この方法は、今次大戰後の一九四八年から一九五〇年までの間においてアメリカ税法が臨時的に認めた方法であつた。

第二の考案は、第一部の末尾で一言した拘束在高法である。シュマーレンバッハによれば、拘束在高法のもとでは、基準棚卸法のように經營の持續に必要な最低在高（基準棚卸高）の決定とか、最低價格の決定とかは問題にされない。期首の棚卸資産在高を經營にとつて必要な在高とみとめ、期末在高のうち期首在高に相當する部分は期首と同じ評價額とし、超過部分は期末の時價で評價し、逆に期末在高が期首在高に喰込んでいる場合には、期首在高から喰込分の時價評價額を差引いた金額を期末在高とするのである。拘束在高法は、期末棚卸數量のうち期首棚卸數量に相當する

部分に對して期首評價額を適用する點で後入先出法に類似しているが、超過分及び喰込分に時價を付する點において異なる。超過分及び喰込分に時價を付する點で、拘束在高法は基準棚卸法に類似しているが、喰込分が回復されても、その評價を、形式上、最初の評價額（拘束在高法採用年度の期首評價額）に戻さない點において異なるのである。この點、シネマーレンバッハの説明は明らかでないが、恐らく次のような計算になるものと考えられる。

第1期々首在高	600t	(@)30圓	18,000圓
第1期々末在高	730t	{ 600t (@)30圓 130t (@)35圓	18,000圓 4,550圓
			<u>22,550圓</u>
第2期々首在高	730t	(@)30,89圓	22,550圓
第2期々末在高	530t	{ 730t (@)30,89圓 -200t (@)40圓	22,550圓 -8,000圓
			<u>14,550圓</u>
第3期々首在高	530t	(@)27,45圓	14,550圓
第3期々末在高	700t	{ 530t (@)27,45圓 170t (@)45圓	14,550圓 7,650圓
			<u>22,200圓</u>

第一期末には、棚卸數量が増加しているから、増加分を期末時價の三五圓で評價する。第二期末には、期首より二〇〇t減少しているから、これを期末時價の四〇圓で評價し、期首棚卸額二二、五五〇圓から差引いた金額を棚卸額とする。第三期末には、期首より一七〇t増加しているから、これを期末時價の四五圓で評價する。この七〇〇tの

評價額は計二二〇〇圓である。第一期々首における六〇〇t一八、〇〇〇圓との差額は、

第3期末	700t						
							22,200圓
第1期首	600t						18,000圓
差	引						<u>4,200圓</u>

であり、拘束在高法採用時の棚卸數量六〇〇tを超える一〇〇t分の評價はt當り四二圓となる。假りに第一期々首の六〇〇tを基準量とし、單價三〇圓を基準單價として、基準棚卸法を適用するならば、第二期末の棚卸額は、

第2期末	530t						
		600t	@30圓	18,000圓			
		-70t	@40圓	-2,800圓			
				<u>15,200圓</u>			

となり、第三期末の棚卸額は、

第3期末	700t						
		600t	@30圓	18,000圓			
		100t	@45圓	4,500圓			
				<u>22,500圓</u>			

となるのである。拘束在高法の結果はこれとやや異なるのである。拘束在高法の趣旨は、基準棚卸法と同じく、必要手持高の取得價額を損益計算から中和化するにあるが、基準棚卸法には基準量及び基準價格の決定が恣意的になるといふ缺點をもつのに對して、拘束在高法はこの缺點をさけて、しかも近似した結果に到達する、優れた考案であるといえるであろう。

この方法は、喰込量及び超過量を時價（再調達原價）で計算する點では、原價主義會計から離脱することになるが、全體の棚卸量に對して喰込量とか超過量が少い限りにおいて、その部分に時價主義計算が適用されても、これを大きな問題とすることはないのである。この拘束在高法に限らず、基準棚卸法でも喰込分の回復を許す後入先出法でも、これを原價主義から著しく離脱せしめないようにするには、喰込量や超過量が年度末には常に僅少になるような在庫政策をとることが必要とされる。かかる在庫政策と相まつてはじめて、基準棚卸法や拘束在高法や喰込の回復を許す後入先出法は、原價主義會計から著しく離脱することなしに、その實效を擧げる方法となり得るのである。